

平成 22 年 12 月 14 日

**要望項目等に関する最終整理案  
[国税]**

**【法人課税関係】  
(他税目に共通するものを含む)**

## 法人税制（案）

- 法人税の税率を次のとおり引き下げ、法人の平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用する。【法人課税等】

	現 行	改正案	
		年 800 万 円以下	年 800 万 円以下
普通法人	30%	—	25. 5%
中小法人	30%	22% (18%)	25. 5%
公益法人等、協同組合等（単体）及び特定の医療法人（単体）	22%	(18%)	19% (15%)
協同組合等（連結）及び特定の医療法人（連結）	23%	(19%)	20% (16%)
特定の協同組合等の特例税率（年 10 億円超）	26%		22%

（注1）中小法人には、一般社団法人等及び人格のない社団等を含む。

（注2）「現行」欄のカッコ内は、租税特別措置法により平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度に適用されている。

（注3）「改正案」欄のカッコ内は、租税特別措置法により平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に適用する。なお、中小法人、公益法人等、協同組合等及び特定の医療法人の平成 23

年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、経過措置として現行の租税特別措置法による税率を適用する。

- 減価償却制度について、平成23年4月1日以後に取得をする減価償却資産の償却率は、定額法の償却率（1／耐用年数）を2.0倍した数（現行2.5倍した数）とする。なお、改定償却率及び保証率についても所要の整備を行う。【法人課税等】

（注1）定率法を採用している法人が、平成23年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度において、同日からその事業年度終了の日までの期間内に減価償却資産の取得をした場合には、現行の償却率による定率法により償却することができる経過措置を講ずる。なお、その減価償却資産を適格組織再編成により移転を受けた法人も同様とする。

（注2）現行の償却率による定率法を採用している減価償却資産について、平成23年4月1日以後最初に終了する事業年度の申告期限までに届出をすることにより、その償却率を改正後の償却率に変更した場合においても当初の耐用年数で償却を終了することができる経過措置を講ずる。

- 欠損金の繰越控除制度等について、次のとおり見直しを行う。【法人課税等】

（1）青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度及び青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度における控除限度額について、その繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額とし、連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、その繰越控除をする連結事業年度のその繰越控除前の連結所得の金額の100分の80相当額とする。これに伴い、次の措置を講ずる。

① 中小法人等については、現行の控除限度額を存置する。

(注) 中小法人等とは、次の法人をいう。

1 普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（相互会社等、相互会社等の100%子法人、資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人を除く。）

2 公益法人等

3 協同組合等

4 人格のない社団等

② 特定目的会社、投資法人、特定目的信託に係る受託法人及び特定投資信託に係る受託法人で、支払配当等の損金算入制度の適用対象となるものについては、現行の控除限度額を存置する。

③ 会社更生等による債務免除等があった場合について現行どおり欠損金の損金算入ができるようにする等の所要の整備を行う。

(注1) 上記の改正は、平成23年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。

(注2) 平成23年4月1日前に更生手続開始の決定、再生手続開始の決定を受けたこと等の事実が生じた法人（連結納税の場合には、連結親法人）については、その決定等の日から更生計画認可の決定、再生計画認可の決定等の日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度については、経過措置として、現行の控除限度額を存置する。

(2) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間を9年（現行7年）に延長する。これに伴い、次の措置を講ずる。【法

### 人課税等】

- ① 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度について、その欠損金が生じた事業年度の帳簿書類の保存を適用要件とする。
- ② 法人税の欠損金額に係る更正の期間制限を9年（現行7年）に延長する。
- ③ 法人税の欠損金額に係る更正の請求期間を9年とする。

（注）上記①及び②の改正は、平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用し、上記③の改正は、平成23年4月1日以後に法定申告期限が到来する法人税について適用する。

- 貸倒引当金制度について、適用法人を銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等に限定する。なお、これらの法人以外の法人の平成23年度から平成25年度までの間に開始する各事業年度については、現行法による損金算入限度額に対して、平成23年度は4分の3、平成24年度は4分の2、平成25年度は4分の1の引当てを認める等の経過措置を講ずる。【法人課税等】

- 一般の寄附金の損金算入限度額について、資本金等の額の1,000分の2.5相当額と所得の金額の100分の2.5相当額との合計額の4分の1（現行2分の1）に、資本等を有しない法人の場合には所得の金額の100分の1.25（現行100分の2.5）相当額に、それぞれ引き下げる。なお、この改正に伴い、特定公益増進法人等に対する寄附金の別枠の損金算入限度額について、一般の寄附金の損金算入限度額の縮減額と同額の拡充を行う。【法人課税等】

## 外国税額控除制度の見直し（案）

○ 外国税額控除制度の適正化を図る観点から、次の見直しを行う。【要望にない項目等 26】

- (1) 外国税額控除の対象から除外される高率な外国租税の水準を、35%超（現行 50%超）に引き下げる。
- (2) 控除限度額の計算の基礎となる国外所得から非課税国外所得の全額（現行 3分の 2）を除外する。ただし、経過措置として、2年間は非課税国外所得の 6 分の 5 を除外する。
- (3) 控除限度額の計算の基礎となる国外所得の 90%制限に係る特例は、廃止する。

## 中小企業税制（案）

- 中小法人の軽減税率について、特例による税率を 15%（現行 18%）に引き下げる上、平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度について適用するとともに、本則税率を 19%（現行 22%）に引き下げる。（再掲）【法人課税等】

（注）平成 23 年 4 月 1 日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、経過措置として現行の租税特別措置法による税率を適用する。

- 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、中小法人等については、現行の控除限度額を存置する。（再掲）【法人課税等】
- 中小法人等については、貸倒引当金制度を存置する。【法人課税等】

- 中小企業者等である法人のうち特定農産加工業経営改善臨時措置法の特定農産加工業者に該当するものが、平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に、承認を受けた経営改善措置に関する計画に定める機械装置の取得等をした場合には、その取得価額の 30% の特別償却ができる措置を講ずる。【要望・農林水産省 3】

## 雇用促進税制（案）

### （新設）

- 公共職業安定所の長に雇用促進計画の届出を行った法人が、平成 23 年 4月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、当該事業年度末の従業員のうち雇用保険一般被保険者の数が前事業年度末に比して 10%以上、かつ、5人以上（中小企業者等については、2人以上）増加したこと等の公共職業安定所の長の確認を受けた場合には、一定の要件の下、当該事業年度の法人税額から、増加した雇用保険一般被保険者の数に 20 万円を乗じた金額を控除できる措置を講ずる。ただし、当期の法人税額の 10%（中小企業者等については、20%）を限度とする。【要望・内閣府4、追1、追2、厚生労働省追1、経済産業省追2】
- 平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間内に、次世代育成支援対策推進法の認定を受けた法人が、当該認定の日を含む事業年度終了の日において有する建物等で事業の用に供したものうち、当該認定の日を含む事業年度及び当該認定に係る一般事業主行動計画の期間内に新築をし、又は増築若しくは改築をしたものについて、当該認定の日を含む事業年度において普通償却限度額の 32%の割増償却ができる措置を講ずる。【要望・厚生労働省追1】

### （延長・拡充）

- 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、適用要件に法定雇用率を達成している場合で雇用障害者数が 20 人以上であり、かつ、雇用障害者に占める重度障害者の割合が 50%以上であることを追加した上、その適用期限を 3 年延長する。【要望・厚生労働省3】

(廃止)

- 事業所内託児施設等の割増償却制度について、適用期限の到来をもって廃止する。【見直し・内閣府1、経済産業省8】

## 環境関連投資促進税制（案）

（新設）

- 法人が、平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等の取得等をして、これを 1 年以内に国内にある事業の用に供した場合には、取得価額の 30% の特別償却（中小企業者等については、取得価額の 7% の税額控除との選択適用）ができる措置を講ずる。ただし、税額控除額については当期の法人税額の 20% を限度とし、控除限度超過額については 1 年間の繰越しができることとする。【要望・厚生労働省 28、農林水産省 35～38、経済産業省 25、国土交通省 50、64、環境省 5】

## 総合特区制度、アジア拠点化推進税制（案）

（新設）

- 総合特区制度の創設に伴い、次の措置を講ずる。

### （1）国際戦略総合特別区域に係る措置【要望・内閣府2(1)】

① 国際戦略総合特別区域内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人が、認定国際戦略総合特別区域計画に記載された事業を行うために一定の規模以上の設備等の取得等をしてその事業の用に供した場合には、その取得価額の 50%（建物等については、25%）の特別償却又は 15%（建物等については、8%）の税額控除のいずれかの選択適用ができることとする。ただし、税額控除額については当期の法人税額の 20%を限度とし、控除限度超過額については 1 年間の繰越しができることとする。

（注）上記の改正は、総合特別区域法（仮称）の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に指定を受けた法人のその期間内に取得等をする設備等について適用する。

② 国際戦略総合特別区域内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人（当該区域内において設立された法人又は当該区域内に本店若しくは主たる事務所を有する法人のうち一定の規模以上の設備等の取得等をしたものに限る。）が、専ら認定国際戦略総合特別区域計画に記載された規制等の特例措置の適用を受ける事業等を行う場合には、当該指定の日から 5 年間、当該事業に係る所得の金額の 20%の所得控除ができることとする。

なお、この措置の適用を受けることができる国際戦略総合特別区域の指定数は少数に限定するものとし、この措置の適用を受ける事業年度においては、上記①の国際戦略総合特別区域に係る特別償却又は税

額控除は適用しないこととする。

(注) 上記の改正は、総合特別区域法（仮称）の施行の日から平成 26 年3月 31 日までの間に指定を受けた法人のその指定を受けた日から5年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度について適用する。

(2) 地域活性化総合特別区域に係る措置【要望・内閣府3(1)】

特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の適用対象となる株式会社の範囲に、総合特別区域法（仮称）に規定する特定地域活性化事業を行う次に掲げる要件を満たす株式会社を加える。

① 総合特別区域法（仮称）の規定により認定された地方公共団体からの指定後3年以内の会社であること。

② 次のいずれかに該当すること。

イ 地域活性化総合特別区域計画（以下「計画」という。）の認定日が最初の事業年度に属している会社又は計画の認定日において最初の事業年度が開始していない会社 内閣総理大臣の認定を受けた計画に記載された地域の社会的問題の解決に資する事業（以下「計画事業」という。）に従事する者が2人以上であり、かつ、常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が 50%以上であること。

ロ 計画の認定日において最初の事業年度が終了している会社 次に掲げるすべての要件を満たすこと。

(イ) 資金計画に記載された特区事業費の額を直前期の営業費用の額で除して計算した割合が 50%以上であること。

(ロ) 計画事業に従事する者が2人以上であり、かつ、常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が 50%以上であること。

- (八) 直前期の売上高に占める営業利益の割合が2%を超えていないこと。
- ③ 中小企業者であること。
  - ④ 特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の6分の5を超える会社でないこと。
  - ⑤ 金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社でないこと。
  - ⑥ 発行済株式の総数の2分の1を超える数の株式が一の大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社又は発行済株式の総数の3分の2以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社でないこと。
  - ⑦ 風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社でないこと。

(注) 上記の改正は、総合特別区域法（仮称）の施行の日から平成26年3月31日までの間に指定を受けた株式会社について適用する。

- アジア拠点化を推進するための制度の創設に伴い、次の措置を講ずる。
  - (1) 国際的外国会社による国内設立会社で、専ら、国際的統括事業又は研究開発事業を行うものが、主務大臣の国際的統括事業計画又は研究開発事業計画の認定を受けた場合には、これらの事業計画の認定の日から5年間、当該事業に係る所得の金額の20%の所得控除ができる措置を講ずる。

なお、研究開発事業を行う法人がこの措置の適用を受ける事業年度においては、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除は適用しないこととする。【要望・経済産業省2(1)】

(注) 上記の改正は、国際的外国会社による国内設立会社の国際的統括事

業等の促進に関する特別措置法（仮称）の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に認定を受けた法人のその認定を受けた日から 5 年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度について適用する。

(2) 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストック・オプション税制）について、次の措置を講ずる。【要望・経済産業省 2(2)】

- ① 本特例の対象となる新株予約権等の範囲に、特定外国会社が外国の法令の規定に基づく決議により発行する新株予約権で、主務大臣の国際的統括事業計画又は研究開発事業計画の認定を受けた国際的外国会社による国内設立会社の取締役、執行役又は使用人である個人に付与されるものを追加する。
- ② 上記①の国際的外国会社による国内設立会社は、特例の適用を受けて取得した株式が譲渡されるまでは、新株予約権の付与に関する調書及びその新株予約権の行使により取得をした株式の異動状況に関する調書を、毎年 1 月 31 日までに提出しなければならないこととする。
- ③ 上記①の国際的外国会社による国内設立会社が解散をし、清算が結了した場合等には、その時において、本特例の適用を受けて取得した株式の譲渡があったものとみなして、所得税を課する。

(注) 上記の改正は、国際的外国会社による国内設立会社の国際的統括事業等の促進に関する特別措置法（仮称）の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に認定を受けた法人の取締役等に対し、当該認定の日から起算して 3 年を経過する日までに付与された新株予約権について適用する。

## その他の租税特別措置（案）

### （廃止・縮減等）

- 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例について、適用期限の到来をもって廃止する。【要望・総務省7、文部科学省13、厚生労働省30、経済産業省22、国土交通省54、環境省8】
- エネルギー需給構造改革推進投資促進税制を廃止する。【見直し・厚生労働省3、農林水産省12～15、経済産業省1、国土交通省14、環境省2】
- 中小企業等基盤強化税制について、適用期限の到来をもって廃止する。なお、本制度の廃止に伴い、中小企業投資促進税制の対象から除外されているソフトウェアの範囲について所要の見直しを行う。【要望・総務省9～11、文部科学省12、厚生労働省27、34、35、農林水産省3、経済産業省27～30、国土交通省57、65／見直し・文部科学省1、厚生労働省2、5、農林水産省16、経済産業省2、3、6、7】
- 集積区域における集積産業用資産の特別償却制度について、対象資産の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は50億円（農林漁業関連業種に属する事業の用に供する資産については、30億円）を限度とした上、その適用期限を2年延長する。【要望・農林水産省23、経済産業省26】
- 事業革新設備等の特別償却制度について、所要の経過措置を講じた上、廃止する。【見直し・総務省2、3、厚生労働省4、経済産業省4、5、国土交通省13】

- 特別修繕準備金制度について、対象となる特別の修繕の範囲から、銑鉄製造用の溶鉱炉及び熱風炉並びにガラス製造用の連続式溶解炉のれんがの過半を取り替えるための修繕、ガスホルダーの定期的検査を受けるための修繕並びに貯油槽の定期的検査又は点検を受けるための修繕を除外する。なお、これらの修繕に係る準備金として積み立てられた金額については、原則として4年間（中小企業者については、10年間）の均等取崩しによる経過措置を講ずる。【法人課税等】
- 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例（繰入限度額の16%割増措置）について、割増率を12%（現行16%）に引き下げた上、その適用期限を3年延長する。【要望・金融庁5、厚生労働省37、農林水産省20～22、経済産業省31、国土交通省58】
- 商工組合等の留保所得の特別控除制度について、適用期限の到来をもって廃止する。【要望・厚生労働省38、経済産業省32、国土交通省59】
- 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。【要望・総務省4、農林水産省16～18、国土交通省7、8、10(1)、11(1)、20、21、28、31、33、61、防衛省1／見直し・農林水産省7～11、経済産業省9、10、国土交通省1～8、12、環境省1】
  - (1) 既成市街地等の内から外への買換えについて、買換資産の対象区域を3大都市圏の近郊整備地帯等及び政令指定都市の市街化区域に限定するとともに、譲渡資産から店舗を除外する。<1号>
  - (2) 都市開発区域等及び誘致区域の外から内への買換えについて、対象区域から半島振興対策実施地域及び離島振興対策実施地域を除外するほ

か、買換資産の都市開発区域内における対象区域を市街化区域等に限定するとともに、既成市街地等内からの譲渡資産を事務所用等の建物等に限定する。〈9号〉

(3) 船舶から船舶への買換えについて、環境への負荷の低減に係る要件を見直すほか、買い換えた船舶の船齢が譲渡した船舶の船齢を下回っていることを要件に追加する。〈19号〉

(4) 次の買換えを適用対象から除外する。

- ① 大気汚染規制区域の内から外へのばい煙発生施設の買換え〈2号〉
- ② 騒音規制地域の内から外への騒音発生施設の買換え〈3号〉
- ③ 水質汚濁規制水域の特定施設等及び公共用水域の湖沼特定施設等の買換え〈4号〉
- ④ 市街化区域又は既成市街地等の内から外への林業用土地等の買換え〈5号〉
- ⑤ 誘致区域の外から内への買換えのうち、流通業務市街地の整備に関する法律の流通業務地区に係る措置、中小企業高度化事業により整備される区域に係る措置、港湾法の臨港地区等に係る措置、卸売市場法の都道府県卸売市場整備計画において近代的な地方卸売市場を開設すべき地区として定められた区域に係る措置、農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域に係る措置、沖縄県の区域のうち農業振興地域における農用地等の区域に係る措置、国又は都道府県が行う土地改良法の土地改良事業により造成された埋立地又は干拓地の区域に係る措置及び中心市街地の活性化に関する法律の認定中心市街地の区域に係る措置〈7号〉
- ⑥ 農村地域工業等導入促進法の農村地域及び誘致区域の外から同法の実施計画において定められた工業等導入地区内への買換え〈8号〉

- ⑦ 既成市街地等内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する買換えのうち都市再開発法の認定再開発事業計画に係る措置〈10号〉
- ⑧ 市街化区域又は既成市街地等の地域内の建物の高層化に伴う買換え〈11号〉
- ⑨ 特定民間再開発事業の施行による中高層耐火建築物への買換え〈12号〉
- ⑩ 人口集中地区の区域内の木造貸家住宅から中高層貸家住宅への買換え〈13号〉
- ⑪ 防災再開発促進地区内における認定建替計画による買換え〈16号〉
- ⑫ 内航船舶から他の減価償却資産への買換え〈18号〉

(延長・拡充等)

- 中小企業者等である法人のうち特定農産加工業経営改善臨時措置法の特定農産加工業者に該当するものが、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの間に、承認を受けた経営改善措置に関する計画に定める機械装置の取得等をした場合には、その取得価額の30%の特別償却ができる措置を講ずる。(再掲)【要望・農林水産省3】